解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

三重県鈴鹿市国府町二四一六番地の六

清算法人国府南部土地改良区

代表清算人　打田　昭二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年二月十五日に兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

兵庫県篠山市北新町四一番地

篠山市篠山口駅西土地区画整理組合

清算人代表　杉本　昌治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十四日開催の臨時社員総会の決議を経て、財務大臣の許可を受け同年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目四〇番地三号

社団法人日本経済研究協会

代表清算人　齊藤　愼一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

広島県庄原市東城町森五二番地三

財団法人八幡会

代表清算人　松崎　守登

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

東京都千代田区飯田橋三丁目一一番二二号

特定非営利活動法人青少年育成プロジェクト

清算人　及川　勝洋

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

石川県能美市大浜町マ一三二番地

帝人ネステックス労働組合

清算人　上出　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

三重県鈴鹿市平野町七七四四番地

特定非営利活動法人食品安全科学コンサルティング

代表清算人　中子　弘之

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年一月十三日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十七日

大阪府河内長野市原町一丁目一番一号

河内長野市土地開発公社

清算人　向井　一雄

配当公告

長崎県五島市吉久木町一五七番地一

破産者　株式会社増山資材

右の者に対する長崎地方裁判所五島支部平成二十一年（フ）第二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五七、八一一、八三七円

一、配当することのできる金額

金四一、二七八、一〇九円

平成二十三年二月十七日

長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル八階

破産管財人　加藤　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

山形県米沢市松が岬二丁目四八七八番地、最後の住所山形県米沢市太田町五丁目一五三〇番地の五四　被相続人　亡　木村　隆作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

山形市七日町一丁目四番一八号トラッドセブン３Ｅ

相続財産管理人　弁護士　伊藤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平二二三番地二、最後の住所福島県双葉郡富岡町大字大菅字大平二二三番地の二　被相続人　亡　堀川　政直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

二〇一一年二月一七日

福島県いわき市平字堂根町四番地一戸部商事株式会社堂根町ビル二〇一ひろ法律事務所　相続財産管理人　毛利　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市河原浜町九五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　美き

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

事務所群馬県前橋市茂木町三六番地四

相続財産管理人　関口　正男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区梅里一丁目六番、最後の住所東京都杉並区梅里一丁目六番一二号リーラ新高円寺六〇一　被相続人　亡　神保光枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号**荒**井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　**荒**井九州雄

第５期決算公告

平成23年2月17日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

特定目的会社Ｋｅｎ―１ＧＰ

取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨（平成22年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	1,990,386	流動負債	1,249,769
その他の資産	120,997	固定負債	10,760
流動資産	117,242	負債合計	1,260,530
繰延資産	1,209	純資産の部	
	2,544	社員資本金	850,853
		特定優先資本金	10
		剰余金	845,500
		当期未処分利益	5,343
		純資産合計	5,343
資産合計	2,111,383	負債・純資産合計	850,853
			2,111,383

損益計算書の要旨

（自）平成22年5月1日
（至）平成22年10月31日

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	65,153
営業費用	59,572
営業利益	5,581
営業外収益	0
経常利益	5,581
税引前当期純利益及び法人税、住民税及び事業税	5,581
	238
当期純利益	5,343